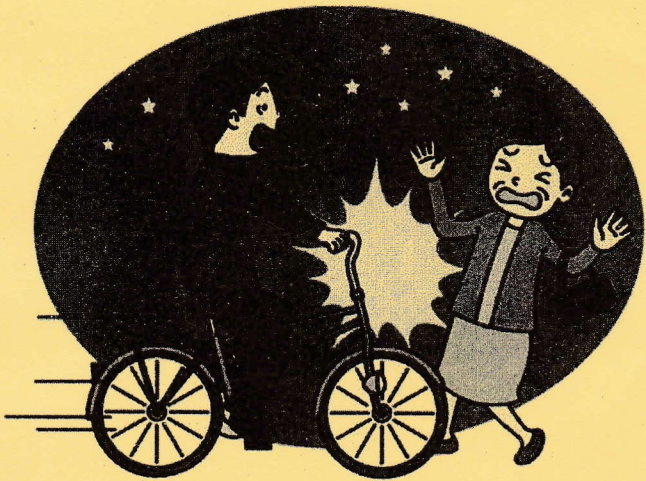


自転車 こんな乗り方は危険！

過失事故の補償は自己責任！

無灯火

5万円以下の罰金



早めのライト点灯！

ライトのほか、自転車の側面に反射材をつけましょう！

＜自転車安全利用五則＞

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
夜間はライトを点灯
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

運転しながら 携帯電話

5万円以下の罰金

並進・二人乗り

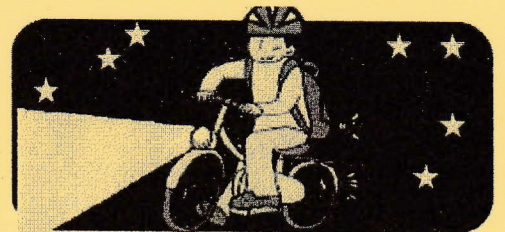
5万円以下の罰金

飲酒運転

5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

傘さし運転

5万円以下の罰金



夜間はライトを点灯して走行しなければなりません。【道路交通法第52条第1項】

出典：神奈川県警ホームページより

危険な運転を繰り返す自転車運転者には
公安委員会から講習の受講が命ぜられます。

